

京都市告示第 2 1 5 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 7 年 6 月 1 6 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                    市 道  
供用開始の期日                告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
太秦経232号線	右京区太秦袴田町 1 番地の85地先から 同町 1 番地の69地先まで	メートル 131.60	メートル 6.00 ~ 10.00
桂緯413号線	西京区桂御所町 1 番地の83地先から 同町 1 番地の98地先まで	129.70	6.00 ~ 12.00
桂歩 1 号線	西京区桂御所町 1 番地の83地先内	42.60	2.50 ~ 2.52
桂歩 2 号線	西京区桂御所町 1 番地の113地先から 同町 1 番地の112地先まで	28.00	2.50 ~ 2.51
久我経 104 号線	伏見区久我御旅町 11 番地の61地先から 同町 11 番地の62地先まで	28.50	6.00 ~ 9.60
久我緯 105 号線	伏見区久我森の宮町 2 番地の 1 地先から 同町 2 番地の295地先まで	152.60	6.00 ~ 12.00

(建設局土木管理部道路明示課)